

5 基山町総合計画審議会条例

昭和47年4月1日条例第11号

〔注〕平成13年12月から改正経過を注記した。

改正

昭和47年6月22日条例第16号

昭和58年7月1日条例第17号

平成6年7月1日条例第17号

平成13年12月28日条例第22号

平成13年12月28日条例第23号

平成13年12月28日条例第34号

平成16年12月21日条例第16号

平成17年3月31日条例第7号

平成20年3月24日条例第1号

平成23年3月25日条例第2号

平成26年12月12日条例第27号

基山町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、基山町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、基山町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町民 13人

(2) 学識経験を有する者 5人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事項を分掌させるために審議会に部会を設けることができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故あるときは、その部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第8条 計画に関する専門の事項を審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(幹事)

第9条 計画に関する所掌事務に従事させるため、審議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務企画課において行う。

(会議録)

第11条 会長は、会議ごとに会議録を作成し、委員2人以上とともに署名しなければならない。

(答申)

第12条 会長は、審議会が町長の諮問事項を決議したときは、速やかに会議録を付して町長に答申しなければならない。

(報酬等)

第13条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年6月22日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年7月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年7月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第22号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月21日条例第16号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第7号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。